

農林漁業の 災害補償制度について

平成 2 1 年 4 月 2 3 日

農 林 水 産 省

目 次

I 農業災害補償制度について	1
II 森林国営保険制度について	5
III 漁船損害等補償制度について	8
IV 漁業災害補償制度について	11
V 行革推進法における特別会計改革について	14
(参考) 農林漁業保険審査会について	17

I 農業災害補償制度について

1 趣 旨

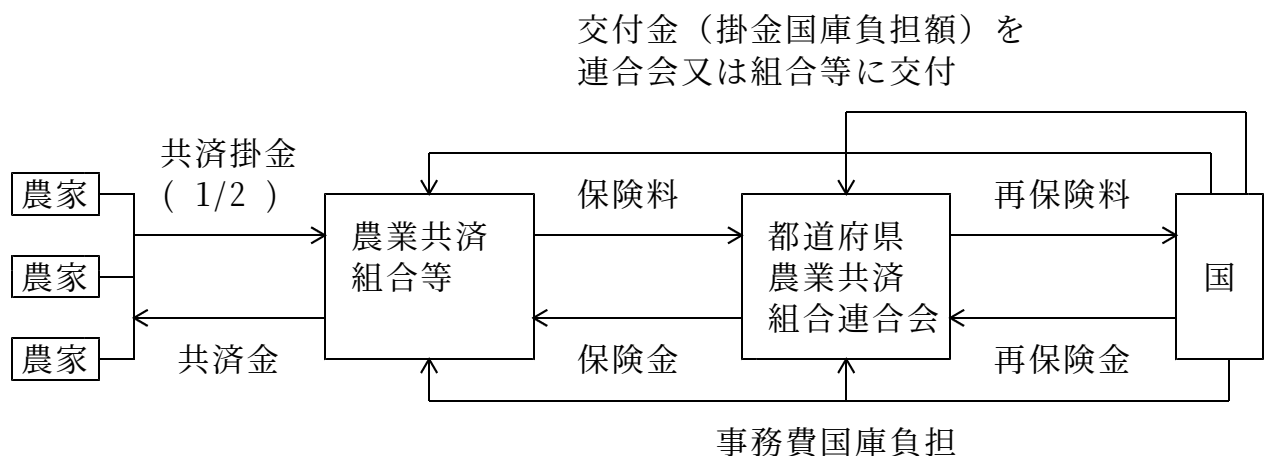
農業災害補償制度は、自然災害、病虫害、鳥獣害等の農業災害によって受ける損失を保険の仕組みにより補てんし、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

2 制度の仕組み

農業災害補償制度は、農業共済組合等（農業共済組合又は共済事業を行う市町村）、農業共済組合連合会、国（農業共済再保険特別会計）の三段階制での運営を基本としている（下図参照）。

農業共済組合等は、農家から共済掛金を徴収し、被災農家に共済金を支払う責任を負うが、共済責任の一部を連合会の保険に付し、更に連合会はその一部について国の再保険に付すことにより、全国的に危険を分散している。

（※地域の意向により２段階制（組合－国）での実施も可能）



（注）国が共済掛金の約1/2を負担しています。

3 国の助成

農家の支払う共済掛金並びに農業共済組合等及び農業共済組合連合会の事務費の一部を国庫負担している。

平成21年度農業共済関係予算の総額は、1,003億円（うち共済掛金国庫負担金526億円、農業共済事業事務費負担金456億円）である。

4 事業の種類

事業の種類	共済目的（制度の対象となっている作目）
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	特定園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む。）

（注） 1．果樹共済には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済がある。

2．指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず及びはるみをいう。

5 引受方式の種類（農作物共済の場合）

引受方式	共済金が支払われる場合
一筆単位方式	耕地一筆ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）がその耕地の基準収穫量の3・4・5割を超えるときに共済金を支払う。
半相殺農家単位方式	農家の被害耕地に係る減収量の合計がその農家の基準収穫量（その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計）の2・3・4割を超えるときに共済金を支払う。
全相殺農家単位方式	農家の減収量（その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）がその農家の基準収穫量の1・2・3割を超えるときに共済金を支払う。
災害収入共済方式（品質方式）	農家ごとに農作物の減収又は品質の低下がある場合、その農家の生産金額が基準生産金額の9・8・7割に達しないときに共済金を支払う。

（注）・「基準収穫量」とは、いわゆる平年収穫量のことで、組合等が耕地ごとに設定する。

・「基準生産金額」とは、いわゆる平年的な生産金額で、過去5か年の出荷資料等を基礎として組合等が農家ごとに設定する。

・各引受方式の支払開始損害割合（補償割合）は、共済規程等で定めるものの中から農家が選択。

6 農業共済事業の引受実績（平成19年産（家畜・園芸施設共済は年度））

事業名	引受戸数	引受面積(数量)	引受率	共済金額	共済掛金
	千戸	千ha、千頭、千箱	%	億円	億円
農作物共済	1,936	1,761		12,987	388
水稻	1,884	1,513	90.6	12,348	313
陸稲	1	0.2	4.2	0.5	0.1
麦	52	248	93.8	638	75
家畜共済	94	6,388		7,319	639
乳用牛等	22	2,290	89.0	3,118	397
肉用牛等	69	2,453	70.5	3,750	207
馬	2	23	64.8	230	10
種豚	1	185	24.9	97	8
肉豚	1	1,436	18.8	124	17
果樹共済	88	47		1,119	56
収穫	85	45	25.4	1,048	55
樹体	4	1	2.6	71	1
畑作物共済	86			1,306	92
農作物	85	247	60.1	1,301	92
蚕繭	1	10	51.1	5	0.1
園芸施設共済	243	25	47.7	4,442	60
合計	2,447			27,172	1,235

（注）1．引受率は、面積、頭数又は箱数によるものである。

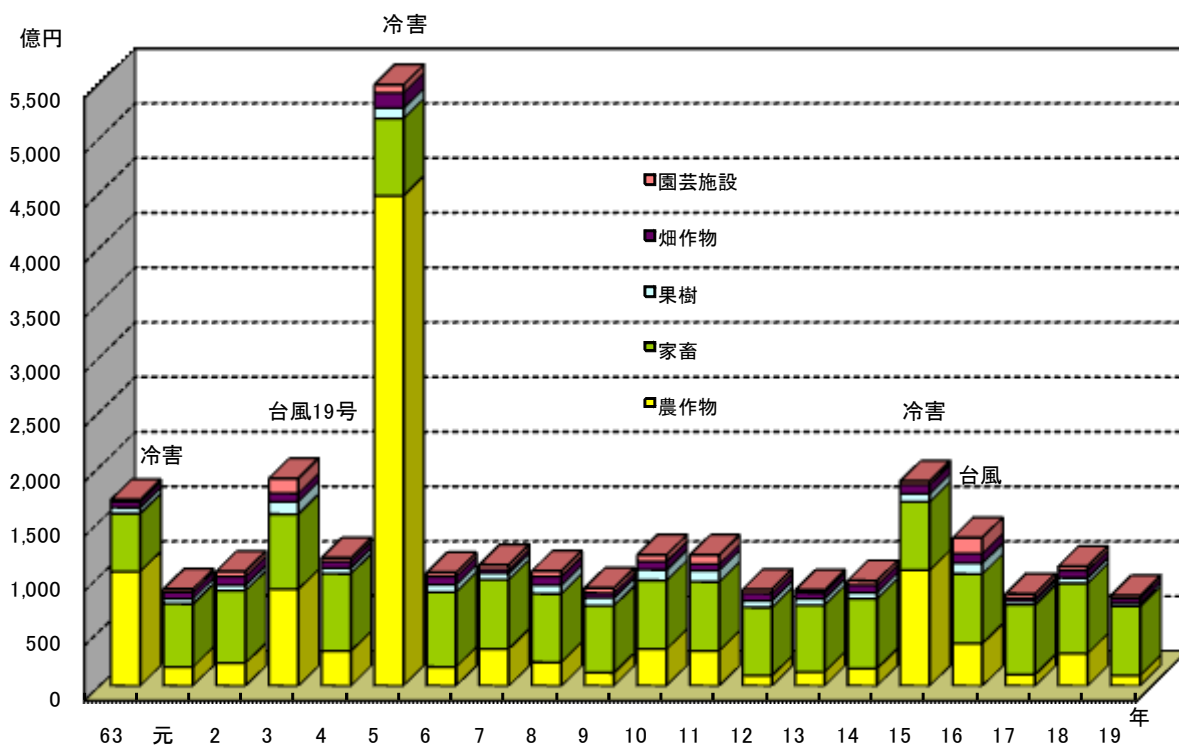
2．果樹共済、畑作物共済については、平成20年12月末現在の速報値である。

7 共済掛金の状況（平成19年産（家畜・園芸施設共済は年度））

事業名	総額	国庫負担	農家負担	1戸平均	10a、1頭、1箱 1棟平均
	百万円	百万円	百万円	円	円
農作物共済	38,843	19,702	19,141		
水稲	31,294	15,646	15,647	8,305	1,034
陸稲	9	4	4	8,104	2,792
麦	7,541	4,052	3,490	67,558	1,409
家畜共済	63,883	30,873	33,010		
乳用牛等	39,720	19,659	20,061	931,801	8,759
肉用牛等	20,696	9,837	10,859	158,443	4,427
馬	994	399	596	241,893	26,144
種豚	755	292	463	390,497	2,497
肉豚	1,718	687	1,031	1,712,175	718
果樹共済	5,584	2,792	2,792		
収穫	5,508	2,754	2,754	32,585	6,080
樹体	76	38	38	9,844	3,093
畑作物共済	9,203	5,061	4,142		
農作物	9,192	5,056	4,136	48,884	1,678
蚕繭	11	6	6	5,993	541
園芸施設共済	6,024	3,009	3,016	12,406	4,286
合計	123,537	61,437	62,101		

（注）果樹共済、畑作物共済については、平成20年12月末現在の速報値である。

8 共済金の支払状況



II 森林国営保険制度について

1 趣 旨

森林国営保険制度は、政府が森林国営保険法等に基づき森林について火災、気象災及び噴火災による損失をてん補することを通じて森林資源の維持培養及び林業経営の安定に資するものである。本制度は、昭和12年に林齢20年生以下の森林を対象に火災を保険対象事故として創設されて以来、森林被害の発生状況や森林所有者の保険需要の変化等に対応し、林齢制限の撤廃、保険事故の追加を行う等の制度改正を経てきている。

2 事業内容

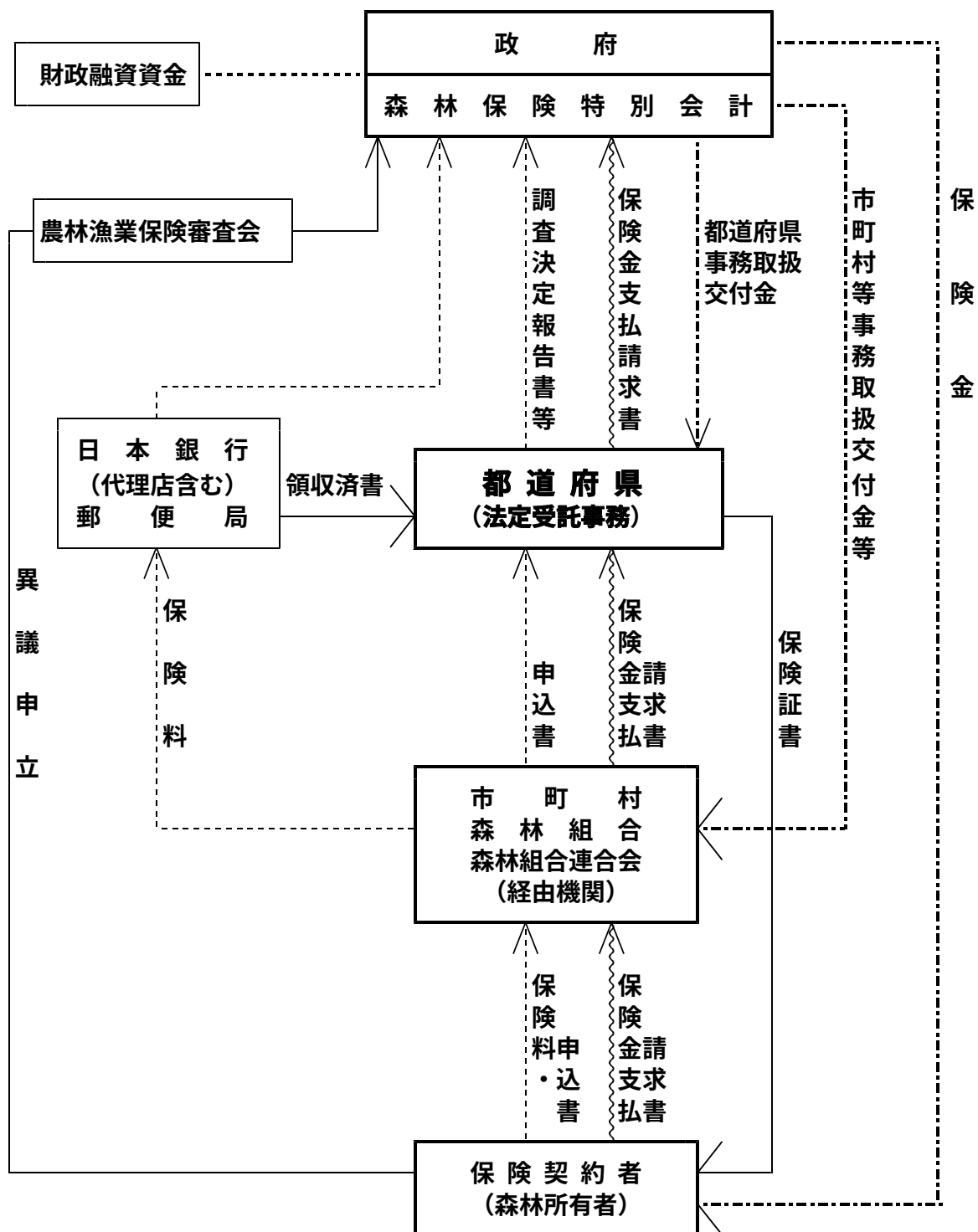
(1) 制度のしくみ

森林国営保険制度は、政府が保険者となり、事務の一部を都道府県に委任するとともに、市町村、森林組合及び森林組合連合会に対して保険料受取事務等の窓口事務を委任することにより運営している。

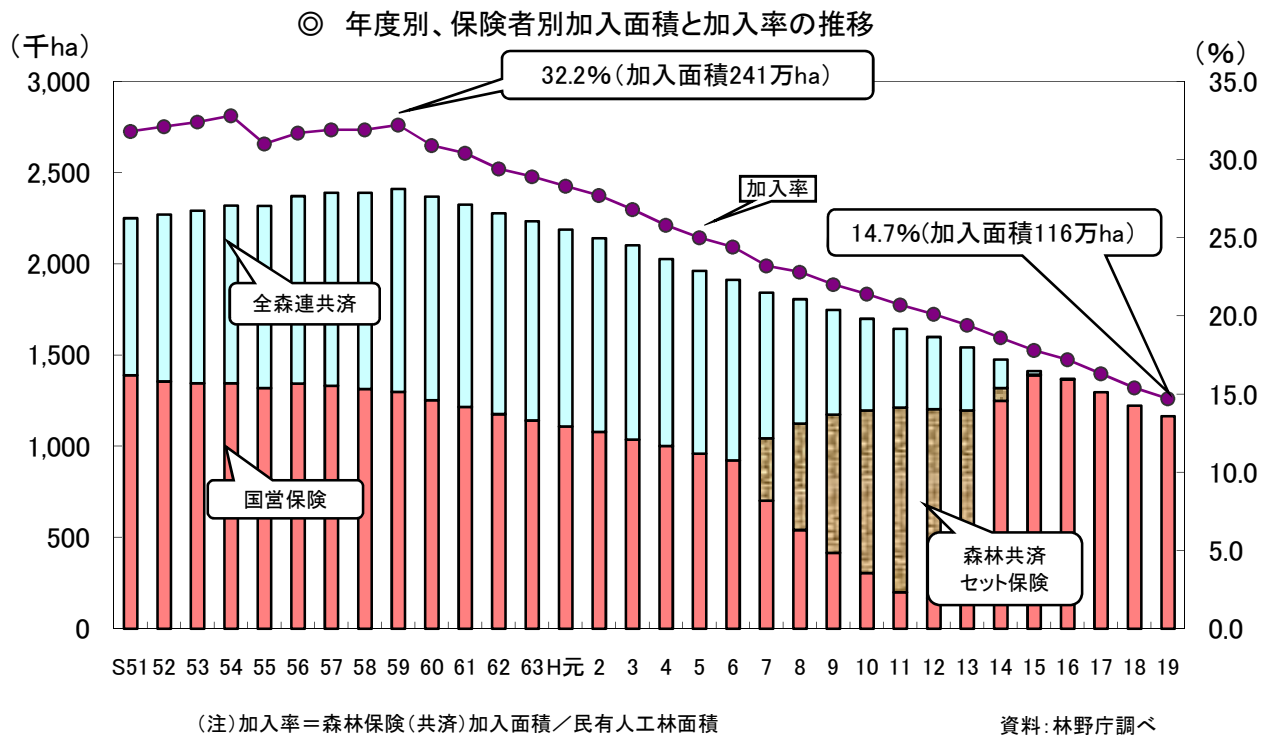
(2) 契約事項の内容

区 分	内 容
保 険 者	政府
被 保 険 者	保険の対象の所有者に限る。
保険契約者	被保険者以外の者も保険契約者となることができる。
保険の対象	人工により生立させた樹木の集団
保 険 事 故	火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害に限る）、噴火災
保 険 金 額	樹種、林齢別に定めた標準金額を限度とする（ただし国又は都道府県が評価した額による契約も可）。
保 険 料 率	保険金額1,000円につき樹種、林齢及び地域ごとに定める。

◎ 森林国営保険の組織



◎ 加入率等の推移



◎ 年度別損害てん補状況

(単位：金額、百万円)

年 度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
国 営 保 険 単 独	549	656	1,374	990	627	684	888	2,246	4,032	3,869
全 森 連 共 済	605	902	1,468	874	363	233	33	2	0	1
計	1,154	1,558	2,842	1,864	990	917	921	2,248	4,032	3,870

(注) セット保険にかかるてん補金額は内数である。

◎ 年度別損害てん補状況

(単位：金額、億円)

年 度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
歳 入	113	108	104	120	167	162	153	138	127	118
保険料収入	23	23	23	42	79	37	33	27	27	26
前年度からの繰越金 (未経過保険料等)	86	83	80	77	88	125	118	110	98	90
歳 出	100	97	102	112	155	141	133	137	144	134
保険金支払額	5.6	6.7	13.9	10.0	6.4	7.0	9.0	26.3	40.8	39.2
次年度への繰越金 (未経過保険料等)	83	80	77	88	125	118	110	98	90	82
当 年 度 損 益	13	11	2	8	12	21	20	1	△16	△16
積 立 金 (当年度損益処分後)	109	120	122	130	143	165	184	185	169	153

(注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

Ⅲ 漁船損害等補償制度について

1 漁船損害等補償制度の目的と仕組み

(1) 目 的（漁船損害等補償法第1条）

漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生により漁業経営が困難となることを防止し、並びに漁船に積載した漁獲物等につき不慮の事故による損害を補てんするための措置を定め、併せてこれらを補完する措置を講じ、もって漁業経営の安定に資する。

(2) 仕組み

- ① 地域又は漁業種類毎に漁船保険の保険の目的たるべき漁船の所有者又は使用者が漁船保険組合を設立し、中小漁業者の相互扶助の精神に基づき、1000トン未満の漁船を対象とする相互保険として漁船保険等を実施し、
- ② 組合を会員として設立された漁船保険中央会が、組合の保険責任（国が再保険するものを除く。）の一部を分担（再保険）するとともに、
- ③ 国は特別会計において、漁船保険中央会及び組合の保険責任の一部を分担（再々保険及び再保険）している。また、100トン未満の保険加入漁船に対し、保険料の一部を負担している。

2 漁船保険等の種類

(1) 漁船損害等補償法に基づく保険

漁船 保 険	普通保険	普通損害保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害（戦乱、変乱、襲撃、捕獲、だ捕及び抑留（以下「戦乱等」という。）によるものを除く。）を補償する。	
		満 期 保 険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害（戦乱等によるものを除く。）を補償するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う。	
		特殊保険	漁船につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を補償する。	
漁船舶主責任保険			漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害(戦乱等によるものを除く。)を補償する。	
			基本損害	人命及び乗客損害以外の自己が負担しなければならない費用の負担、又は自己の賠償責任に基づく賠償
			人命損害	漁船の運航に伴って生じた当該漁船の乗組員の死亡等に対する労働協約等に基づく支払い
			乗客損害	漁船の運航に伴って生じた当該漁船の利用者の死亡等の事故により生じた損害の賠償又は費用の負担
漁船積荷保険			漁船に積載した漁獲物等について、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害(戦乱等によるものを除く。)を補償する。	

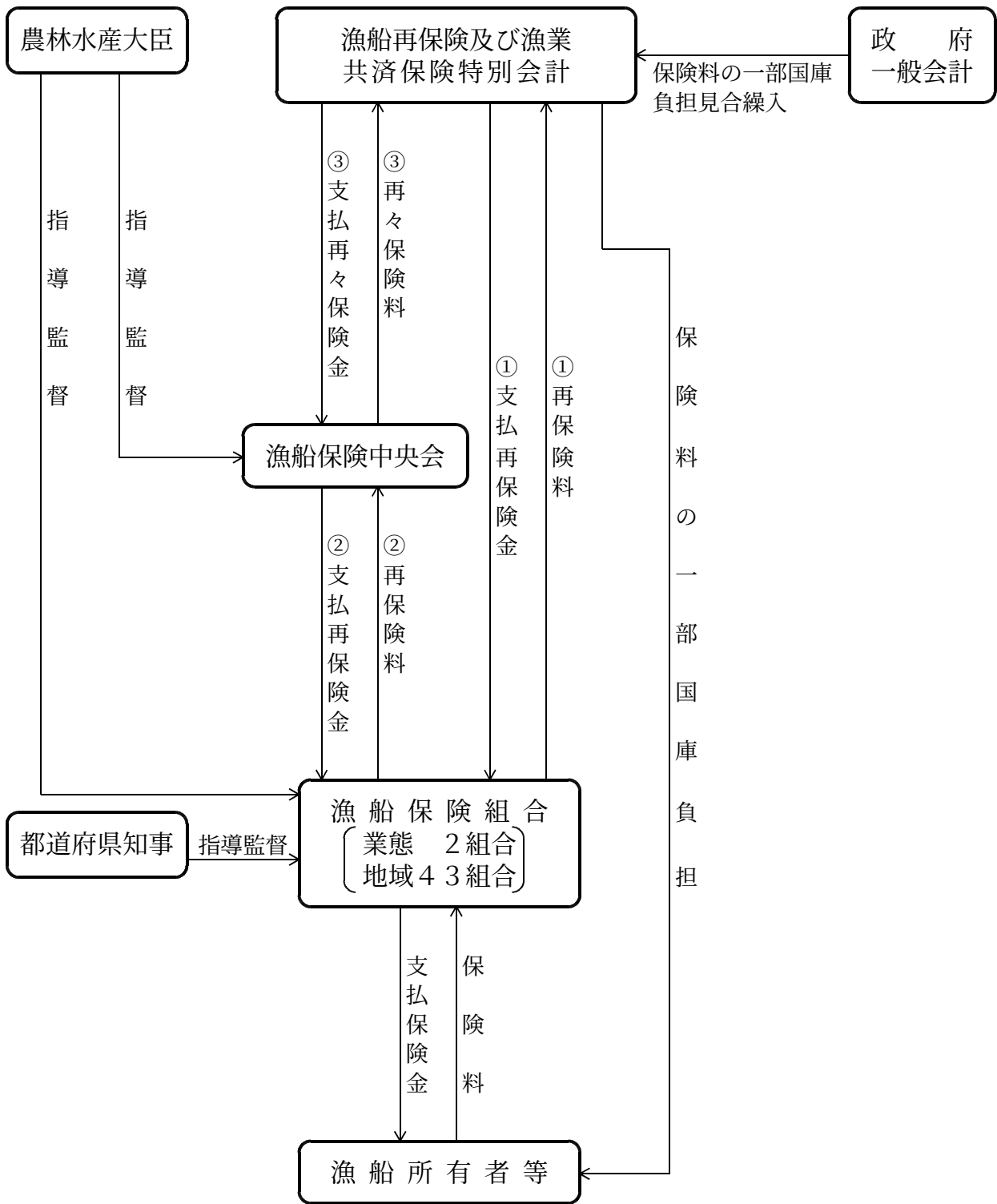
※ このほか、漁船の運航に伴って生じた乗組船主の死亡その他の事故（戦乱等によるものを除く。）について、一定の金額を支払う漁船乗組船主保険がある（政府再保険の対象外）。

※ また、各漁船保険組合が独自に行うことができる任意保険（転載積荷保険、プレジャーボート責任保険）がある（政府再保険の対象外）。

(2) 漁船乗組員給与保険法に基づく保険

漁船乗組員給与保険	乗組員が抑留された場合の給与の支払いを保障するため、保険加入事業主の支払うべき給与を補償する。
-----------	---

漁 船 損 害 等 補 償 制 度 の 機 構



(注) 上記の①、②及び③については、

- ・国が再保険する①は、特殊保険及び漁船乗組員給与保険
- ・漁船保険中央会が再保険する②は、普通保険、漁船船主責任保険、漁船積荷保険、漁船乗組船主保険及び任意保険
- ・国が再々保険する③は、②のうち普通保険（満期保険の損害部分のみ）、漁船船主責任保険（基本損害のみ）、漁船積荷保険である。

漁船保険等の実施状況（平成19年度）

（単位：百万円）

区 分	引 受				事 故		
	加入隻数	保険金額	純保険料	再保険料	事故件数	支払保険金	支払再保険金
普 通 保 険 （参考） 在籍漁船隻数 保険加入率	199,430 310,802 64.17%	1,085,823	17,398	14,945	51,218	15,277	13,259
漁船船主責任保険							
基本損害	196,849	34,224,615	3,785	3,395	1,890	2,052	1,847
人命損害	12,331	36,048	40	36	12	14	13
乗客損害	16,977	5,988,785	422	378	55	70	63
計（延べ）	226,157	40,249,448	4,247	3,809	1,957	2,136	1,923
漁船乗組船主保険	30,802	49,223	46	41	27	32	29
漁船積荷保険	703	68,725	153	138	12	143	129
特 殊 保 険	318	38,394	19	17	1	240	216
漁船乗組員給与保険	200	597	3	3	0	0	0
計（延べ）	457,610	41,492,210	21,866	18,953	53,215	17,828	15,556

資料 漁船保険統計表（概況表）、漁船船主責任保険・漁船乗組船主保険統計表及び漁船積荷保険統計表

IV 漁業災害補償制度について

1 漁業災害補償制度の目的と仕組み

(1) 目的

漁業災害補償制度は、中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を相互にてん補することにより、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的としている。(漁業災害補償法第1条)

(2) 仕組み

① 都道府県ごとに漁協及び漁連を組合員として設立された漁業共済組合は、中小漁業者の相互救済の精神を基調として漁業共済事業を実施している。

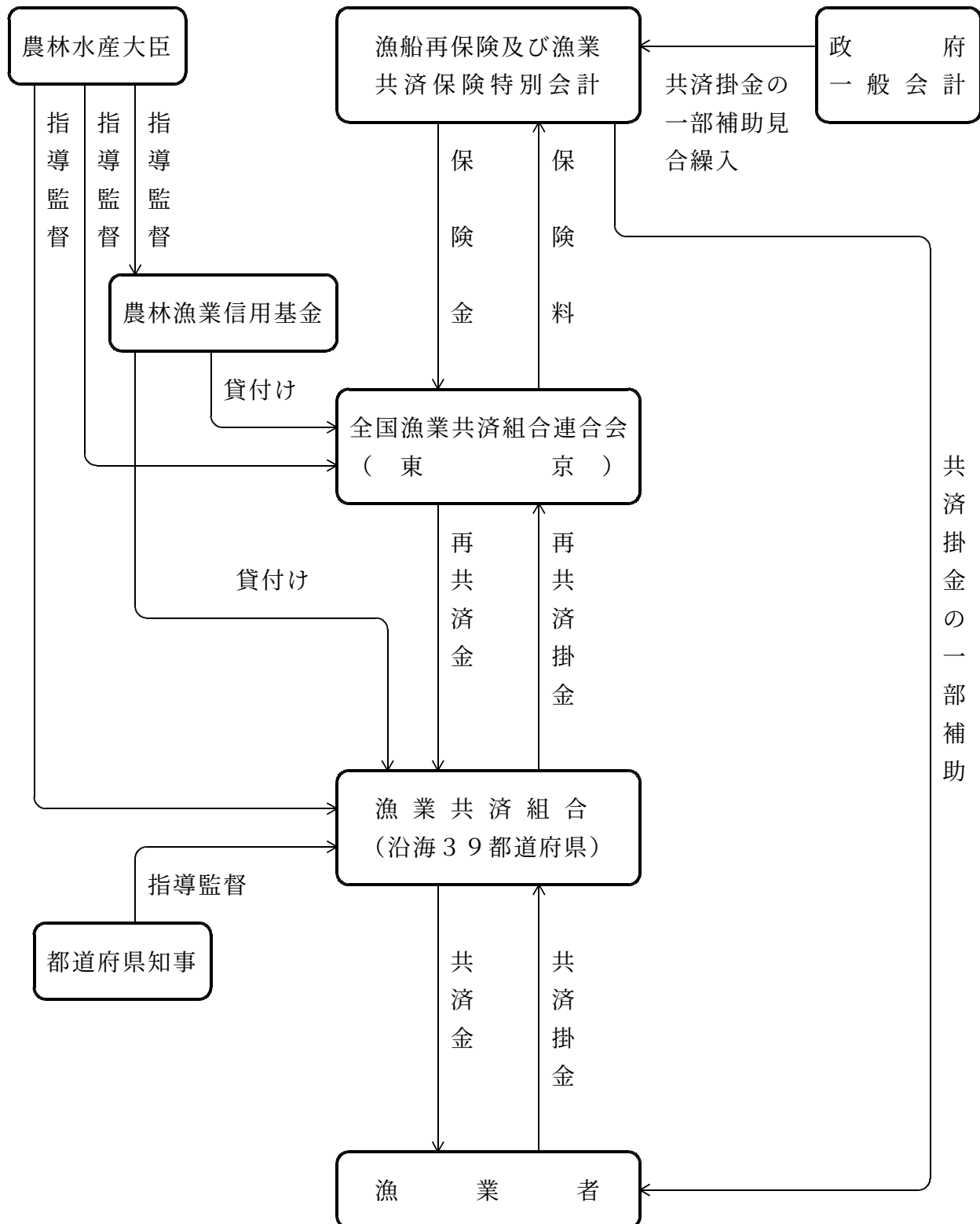
また、漁業共済組合を会員として設立された全国漁業共済組合連合会は、共済責任の一部を分担(再共済)している。

② 国は、中小漁業者に対し共済掛金の一部を補助するとともに、特別会計により再共済の責任の一部を分担(保険)している。

2 漁業共済事業の種類及び事業の性格

種 類	事 業 の 性 格
漁 獲 共 済	漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失を補償する。
養 殖 共 済	養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償する。
特定養殖共済	特定の養殖業について、生産金額が減少し、かつ、生産数量が一定量に達しない場合の損失を補償する。
漁業施設共済	供用中の養殖施設又は漁具の損壊等による損害を補償する。

漁業災害補償制度の機構



3 漁業共済事業の引受及び支払状況（平成19年度契約）

（単位：百万円）

区 分	引受件数	共済限度額 (又は共済価額)	共済金額	純共済掛金	支払件数	支払共済金
	件				件	
漁獲共済	14,486	393,978	214,544	9,447	242	653
養殖共済	5,997	153,440	92,570	2,674	1,352	1,790
特定養殖共済	6,988	105,603	76,874	4,402	214	2,372
漁業施設共済	33,464	16,890	10,258	438	97	61
合 計	60,935	669,911	394,247	16,961	1,905	4,877

資料 「漁業災害補償制度の現況」

4 漁業災害補償制度の見直し

漁業災害補償制度については、漁業者のニーズ等に応え、漁業共済事業の見直しを行うため、今国会に漁業災害補償法の一部を改正する法律案を提出している（平成21年10月1日施行予定）。

具体的には、養殖共済について、

- ① 共済契約者の任意の選択により、病害を共済事故から除外することができることとし（現行：オールリスク補償が原則）、
- ② これまで養殖共済の対象にならなかった生産額の少ない魚種について、共済の対象とすることを可能とし（病害を共済事故から除外することが前提）、
- ③ 都道府県が設定する単位漁場区域ごとに共済責任期間を単一に設定する義務を廃止するほか、漁業施設共済について、柔軟な商品設計が可能となるよう、特約を設定できる仕組みを導入する。

また、漁業共済組合の大規模な広域合併が予定されていることから、合併後の組合運営が円滑に行えるよう、総代会の制度を導入する等の措置を講ずる。

V 行革推進法における特別会計改革について

農林水産省所管の特別会計に係る行政改革の取組について

農林水産省所管の「森林保険特別会計」、「農業共済再保険特別会計」、「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」に係る「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」に基づく行政改革については、農林水産省として別紙のとおり取り組む方針として、平成21年3月31日に公表されました。

行革推進法（抜粋）

第三節 特別会計改革

（趣旨）

第十七条 特別会計の改革は、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、特別会計において経理されている事務及び事業の合理化及び効率化を図ることにより行われるものとし、平成十八年度から平成二十二年までの間を目途に計画的に推進されるものとする。

2 （略）

（農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に係る見直し）

第二十六条 農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計において経理されている再保険の機能に係る事務及び事業については、積立金の管理の透明性の向上を図った上でこれらの特別会計を統合した特別会計において経理することを含め、その在り方を平成二十年度末までに検討するものとする。

（森林保険特別会計の見直し）

第二十七条 森林保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業を独立行政法人に移管し、同特別会計を廃止することについて、平成二十年度末までに検討するものとする。

農林水産省関係の行政改革の取組について

1. 平成18年に制定された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」に基づいて、農林水産省として所管する事項に関する行政改革を鋭意進めていますが、このうち特別会計に関する改革については、同法の規定により、「森林保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業を独立行政法人に移管し、同特別会計を廃止することについて、平成二十年度末までに検討するものとする」こと、並びに「農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計において経理されている再保険の機能に係る事務及び事業については、積立金の管理の透明性の向上を図った上でこれらの特別会計を統合した特別会計において経理することを含め、その在り方を平成二十年度末までに検討するものとする」とされております。
2. 農林水産省としては、この規定に基づいて検討を進めてきた結果、
 - (1) 森林保険特別会計は廃止し、森林保険業務は独立行政法人に移管するとともに、政府による再保険を措置すること
 - (2) 農業共済再保険と漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合し、この特別会計で森林保険の再保険勘定を設けることの措置を講ずる方針とし、森林保険業務の移管先となる独立行政法人については、現時点において、国有林野事業の一部の業務を行う独立行政法人が適当であると考えております。

行政改革推進法に基づく農林水産省関係の特別会計見直し(案)の全体イメージ

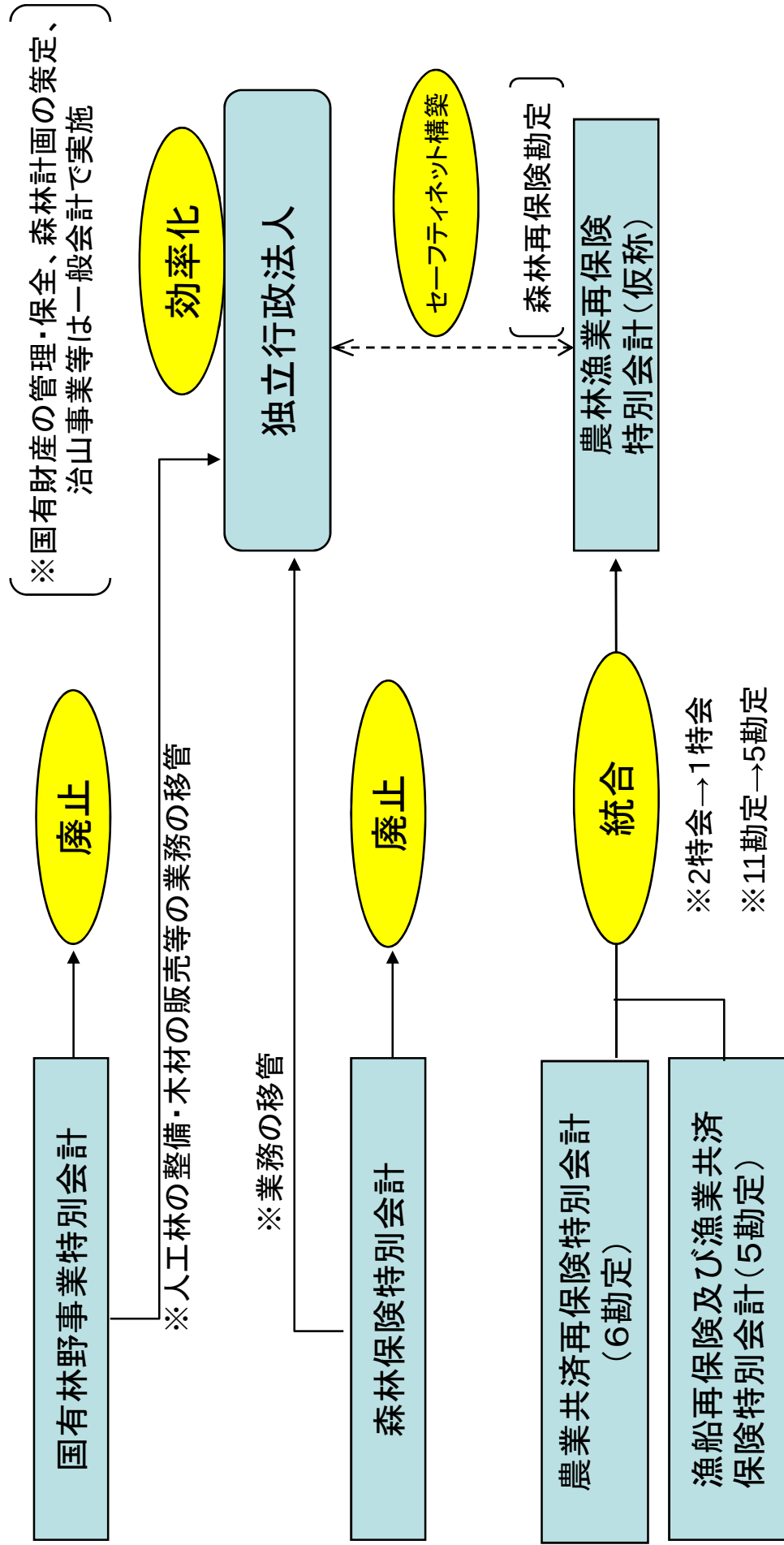
農林水産省としては、行政改革推進法の規定に基づいて検討を進めてきた結果、

- (1) 森林保険特別会計は廃止し、森林保険業務は独立行政法人に移管するとともに、政府による再保険を措置すること
- (2) 農業共済再保険及び漁船再保険と漁業共済保険特別会計を統合し、この特別会計に森林保険の再保険勘定を設けることの措置を講ずる方針とし、森林保険業務の移管先となる独立行政法人については、現時点において、国有林野事業の一部の業務を行う独立行政法人が適当であると考えている。

(平成21年3月31日公表)

(現行)

(案)



(参考) 農林漁業保険審査会について

農林漁業保険審査会は、農林水産大臣により任命された20人の委員により組織される。

審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

また、農林漁業保険審査会には、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれている。

○ 農林漁業保険審査会の部会と各部会の所掌事務

部 会	所 掌 事 務
森林保険部会	森林保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
農業共済再保険部会	農業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
漁船再保険部会	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
漁業共済保険部会	漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。